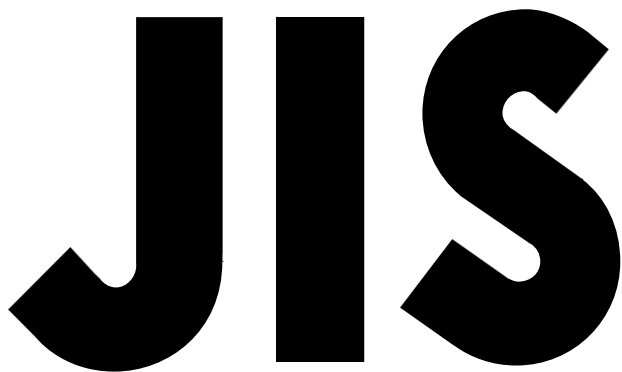




リチウム一次電池の安全性

JIS C 8513 : 2020

(BAJ/JSA)

令和 2 年 12 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦 夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	岡 本 正 英	株式会社日立製作所
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	平 本 俊 郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.12.20 改正：令和 2.12.21

官 報 掲 載 日：令和 2.12.21

原 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 安全性に関する要求事項	4
4.1 設計	4
4.2 品質計画書	4
5 試験項目及びサンプリング	5
5.1 試験の有効性	5
5.2 試験試料数	5
6 試験及び要求事項	6
6.1 一般	6
6.2 試験評価基準	7
6.3 試験及び要求事項－概要	8
6.4 使用における安全性試験	9
6.5 合理的に予見可能な誤使用試験	11
6.6 他の規格で引用する場合に規定するのがよい情報	16
6.7 評価及び報告	17
7 安全性に関する情報	17
7.1 機器の設計における安全性に関する注意事項	17
7.2 電池取扱いに関する注意事項	18
7.3 包装	20
7.4 電池包装箱の取扱い	21
7.5 輸送	21
7.6 陳列及び貯蔵	21
7.7 廃棄	21
8 使用上の注意事項	22
9 表示及び包装	22
9.1 通常の電池の表示項目	22
9.2 コイン形リチウム一次電池の表示項目	22
9.3 安全図記号	23
附属書 A (参考) 高出力リチウム一次電池の安全性に関する設計指針	24
附属書 B (参考) リチウム一次電池を使用する機器設計者への指針	25
附属書 C (参考) 陳列及び貯蔵についての補足事項	27
附属書 D (規定) 安全図記号	28

	ページ
附属書 E (規定) コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージ	30
附属書 F (規定) 安全図記号 “電池は、乳幼児の手の届かないところに置く” の使用	34
参考文献	35
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	40

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8513:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

リチウム一次電池の安全性

Safety of primary lithium batteries

序文

この規格は、2019 年に第 5 版として発行された **IEC 60086-4** を基とし、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、リチウム一次電池の意図する使用時及び合理的に予見可能な誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定する。

注記 1 リチウム一次電池とは、**JIS C 8500** の表 1（電池系の分類）に規定する電池系記号 B, C, E, F, G, W 及び Y の 7 種類の電池系をいう。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60086-4:2019, Primary batteries—Part 4: Safety of lithium batteries (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8500 一次電池通則

注記 対応国際規格：**IEC 60086-1**, Primary batteries—Part 1: General

JIS C 8515 一次電池個別製品仕様

注記 対応国際規格：**IEC 60086-2**, Primary batteries—Part 2: Physical and electrical specifications

JIS Z 9101 図記号—安全色及び安全標識—安全標識及び安全マーキングのデザイン通則

注記 対応国際規格：**ISO 3864-1**, Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Part 1: Design principles for safety signs and safety markings

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

電池 (battery)